平成２４年（フ）第３４５号
奈良県大和高田市大字池田488番地13
債務者　成環請発こと　三井　義成
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
奈良県大和高田市大字池田488番地13
債務者　三井　智
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
奈良県大和高田市大字大中182番地１　211号室ビクトワール高田、前住所奈良県大和高田市西町２番13号　有喜荘
債務者　田村　直樹
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
奈良県宇陀市榛原笠間362番地、前住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の２　Ｃａｓａはなあい105
債務者　山口電気こと　山口　敦
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―421号ワシントンアヴェニュー、前住所奈良県大和高田市幸町４番８―216号　ユニライフ大和高田
債務者　仲野　義範
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
北海道茅部郡森町字砂原１丁目183番地１
債務者　岩井　政廣
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７９号
函館市港町３丁目11番13号
債務者　海老子正義
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８４号
埼玉県飯能市大字飯能1179番地10　ライオンズヒルズ飯能106
債務者　岡村　雅子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番９―303号、旧住所埼玉県三郷市早稲田３丁目26番地７　ベルシャトウ三郷早稲田103号
債務者　千把　勝子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地７　セントラルコーポ５号棟202号室
債務者　渡辺　昌世（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
埼玉県草加市北谷３丁目38番５号
債務者　鈴木美和子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
埼玉県狭山市広瀬３丁目２番35号　宮ノ脇ハイツ103
債務者　小澤　貞次
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０９号
埼玉県川越市稲荷町17番地４　エマーユ稲荷町302号室
債務者　小田　和
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２２号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷458番地13
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４号
埼玉県本庄市西五十子333番地10
債務者　池亀　初美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２５０号
千葉市若葉区愛生町55番地１　ＴＹＳエイティン206号
債務者　菊池　崇
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７２号
千葉市中央区白旗１丁目２番13棟206号
債務者　相澤久二郎
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係